



住宅リフォームで 住みよい住環境づくり



元日に能登半島地震が発生し、南海トラフ巨大地震の発生確率も年々高まっています。大規模な地震による建物の倒壊などで多くの被害を出さないためにも、住まいの耐震化は重要です。徳島市では、住宅の耐久性や質の向上を図るために、改修工事に係る経費を一部補助しています。さまざまな支援制度を積極的に活用し住環境を整備しましょう。

※住宅リフォーム支援事業・既存木造住宅耐震診断支援事業は、対象工事が同一の場合は重複申請できませんので、ご注意ください。

住宅リフォーム支援事業

現在所有しており居住する、または居住する予定にある住宅について、住宅の耐久性や質の向上を図るための改修工事に係る経費の一部を補助します。

【補助対象住宅】

市内に現在所有し、自ら居住している住宅。(申請者が登記簿上の所有者であり、かつ申請者の住民票の住所に存する住宅)
※申請時に所有者でない場合、実績報告書提出時までには所有権の移転登記および住民登録を済ませることができる場合は対象。
※分譲マンションなどの共同住宅は専有部分、店舗・事務所などの併用住宅は居住用部分のみが対象。

補助金利用者の声

◆市内在住Aさん
(60代・男性)

工務店に相談したところ、補助金について教えてくれた。気になるところがきれいになり、これからもこの家に長く住んでいきたい。

【工事箇所】 寝室内装全般



申し込み期間▶5月7日(火)から6月3日(月)(消印有効)

令和5年度からの変更点▶
(区分A)補助率:10% ⇒ 15% / 補助額上限:10万円 ⇒ 15万円

【補助対象工事および補助金額】

区分	種別	補助額
区分A	一般住宅リフォーム工事	補助対象工事×15% (上限15万円)
区分B	居住促進区域の中古住宅を購入してリフォームする場合※	補助対象工事×20% (上限20万円)
区分C	中心市街地の区域で中古住宅を購入してリフォームする場合※	補助対象工事×30% (上限30万円)

※実績報告の日から3年以上定住する者で、当該区域内に存在する中古住宅を令和5年4月1日以降に購入した場合のみ。

次の要件にすべて該当する工事

- ▶市内に本店を有する法人または市内に住所を有する個人の施工業者に依頼して行う工事
- ▶補助金の交付決定日以降に着手し、令和7年2月28日(金)までに実績報告書の提出が可能な工事
- ▶工事費総額が50万円以上(税抜金額)の工事
対象者や申込方法など、詳しくは市ホームページをご確認ください。

【問い合わせ先】住宅課(☎621-5285 ☎621-5273)



既存木造住宅耐震診断支援事業

住宅の地震に対する強さを知りましょう。大規模な地震に対してどの程度の安全性があるかを判定します。

【対象住宅】

- 次の要件全てを満たす木造住宅。
- ①平成12年5月31日以前に着工された住宅
 - ②在来軸組構法、伝統構法や枠組壁工法により建築された住宅(木の柱や梁で建てられた住宅で、木質プレハブ工法や丸太工法を除く)
 - ③地上3階建てまでの住宅(併用住宅(住居部分が2分の1以上)、共同住宅・長屋、貸家を含む)
 - ④現在居住しているまたは居住する予定の住宅
 - ⑤申込者(対象住宅の所有者または居住(予定)者を含む)に市税の滞納がないこと(申込受付後に調査があります)

募集戸数▶耐震診断=180戸程度(先着)

※募集戸数に達し次第締め切り

【対象者】

- ▶対象となる住宅の所有者(居住(予定)の配偶者または一親等以内の家族でも可)
- ▶貸家の場合は借家人(居住者)の同意が必要(借家人からの申込は不可)

【自己負担金】

- ▶耐震診断のみ=無料

詳しくは、市ホームページをご確認いただくか、お問い合わせください。

【問い合わせ先】建築指導課(☎621-5272 ☎621-5273)



その他にも住宅改修などの補助を行っています

- ▶高齢者住宅改造費助成事業=高齢介護課(☎621-5176)
- ▶身体障害者のための住宅改修費給付事業・重度身体障害者住宅改造費助成事業=障害福祉課(☎621-5177 ☎621-5300)

- ▶★家具転倒防止対策推進事業=防災対策課(☎621-5527 ☎625-2820)
- ▶★浄化槽設置推進事業(公共下水道認可区域を除く。)=環境保全課(☎621-5213 ☎621-5210)

(注)★付きの事業は他事業との重複申請可。詳しくは、市ホームページをご確認いただくか、お問い合わせください。

